入退院調整マニュアル作成ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1 病院から在宅へシームレスな支援をより具体化するため病院担当者、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーを中心に入退院調整のルールを作成するため、「入退院調整マニュアル作成ワーキンググループ」(以下「WG」という。)を在宅医療介護推進部会の下に設置する。

(所掌事務)

- 第2 WGは、次に掲げる協議・検討等を行うものとする。
- (1) 入退院調整状況調査に関する協議・検討
- (2) 入退院調整マニュアルに関する協議・検討
- (3) 入退院調整マニュアル作成に係る会議等の運営協力・支援
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(組織等)

- 第3 WGは、メンバー10人以内をもって組織する。
- 2 メンバーは、在宅医療介護推進部会の部会員又は部会員が属する職域の者で当該部会員が推薦する者をもって構成する。

(リーダー等)

- 第4 WGにリーダーを置く。
- 2 リーダーは、メンバーの中から互選によって決定し、サブリーダーはリーダーが指名する。
- 3 リーダーは、WGの事務を総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 WGは、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。
- 2 リーダー及びサブリーダーが必要と認めるときは、関係者に対し、その出席を求めて、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 WGの庶務は、地域医療課において処理する。

(設置期間)

第7 WGの設置期間は、設置の日から平成30 年3月31日までとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、都度協議して定める。

附則

この要綱は、平成29年5月27日から施行する。